

常磐道あおり殴打事件のような場面でどう対処すべきか？

あおり運転の映像はワイドショー等で数多く見ましたが、高速道路で車を停めて降りてきて殴りつけるなんてのは衝撃的で、『こんなイカれた奴に遭遇したらどうしよう！？』っと思っただ方も多いかと思えます。

そこで、イカれ野郎に遭遇した場合、法的にはどうしたら良いのか？という疑問が沸いたところ、タイミング良くフェイスブックで繋がってる自動車ジャーナリストが、身銭を切って弁護士に相談（取材？）をしていたので抜粋してお届け致します。

Q1 宮崎被告のような輩が高速道路上などにおいて自分の前方で急ブレーキを踏み、そのことによって宮崎某的人間の車に追突してしまった場合、自分に責任はあるのか？

A1 事故の状況にもよるので一概には言えないが、相手方が「故意」であったことが明白で、なおかつ「避けきれずにぶつかってしまった」という状況であったならば、あなたに責任は無いという形になると思われる。

Q2 宮崎被告のような輩に車にて進路を塞がれた場合、相手の車に自分の車をぶつけることで進路を開き、その場から逃げても構わないか？

A2 塞いでいる方も悪いということで「過失相殺」はあるが、こちら側も故意でガリガリぶつけていったなら、やはりあなたも責任は問われる。何か正当な理由があれば「違法性阻却」になる可能性もなくはないが、まあ止めておいたほうがいいだろう。

車から降りて応戦するのも正当防衛として認められる？

Q3 宮崎被告のような輩が進路を塞ぎ、車を降りてこちらへ向かって歩いてきた。その隙にこちら側の車をサッと右側車線などに移動させ、ブワッと加速してその場から逃げようと思った。だが、右車線後方から来た第三者の車と私の車が接触してしまった。この場合の私の責任は？

A3 「そのような状況から脱出するための行動だった」という情状酌量もなくはないのだが、しかしぶつけられた後続車にとってみれば、その事情は関係ない。そのため、一般的な過失割合に即した形での事故処理となるだろう。

Q4 Q3のような状況下で、自車を発進させてその場から逃げようとした。しかしその際、歩行中である宮崎被告的な人間の身体の一部に自車がぶつかってしまった。その場合は私が「人身事故の加害者」ということになるのか？

A4 免責の余地はあるはずだが、警察や裁判所にどう判断されるか未知数な部分も大であるため、そもそもその行動はやめたほうがいい。ドアをロックし、窓を開けず、110番通報するのが最善である。何の問題もなしにサッと逃げられる局面では逃げてしまうのもいいが、そうではない状況であるならば、「積極的に何かをする」という選択は避けたほうがいい。

Q5 今回のドライバーさんのように宮崎被告的な人物に殴られてしまった場合、車から降りて「応戦」するのも「正当防衛」として認められるのか？

A5 拳などで応戦してしまうと「正当防衛」にはならず、あなたも責任を問われかねない。応戦は絶対にしないほうがいいというのが大前提だ。

Q6 では「正当防衛」とはどんな行動のことを言うのか？

A6 (1)急迫不正の侵害に対して、(2)自己または他人の権利を防衛するため、(3)やむを得ずした行為、が正当防衛。正当防衛とは、本来は刑事責任を負うべき行為について違法性を否定する概念なので、そのハードルはあなたが思っているよりも高い。

「車から降りて応戦」といった行為は正当防衛にはならず過剰防衛となるか、過剰防衛ですらない「傷害罪」になる可能性もある。それゆえ「やむを得ず」という極限状況以外では、あなたも暴力をふるってはいけない。

Q7 では、宮崎某的な人物が自車の運転席横でわめいている際に、自車のドアをいきなりバンツ！と開けて相手のみぞおち付近を打ちつけるなどして悶絶させ、そのすきに逃げるといったのも「正当防衛」にはならないか？

A7 ほぼ「応戦」に近いやり方なので、正当防衛にはならないだろう。

Q8 武道などの心得がある人が応戦するのはやはりマズいのか？

A8 マズい。しないほうがいい。

Q9 例えば宮崎被告のような人物が、運転席に座っている私の胸ぐらを掴んで離さないとする。その際、アクセルを踏んで自車を急発進させ、相手方を引きずらないしは転倒させるなども、してはいけないのか？

A9 その場合は「応戦」というより「逃げるための振り払い」でもあるため微妙だが、程度問題である。相手方の生命身体に危険を及ぼすような形になってしまった場合は、正当防衛とはされない可能性が高いだろう。

とにかく「明確な線引き」はない。諸事情・社会通念を踏まえたうえで、その行為が「正当防衛」なのか「過剰防衛」なのか、あるいは過剰防衛すら成立する余地のないのかなのが判断される。

対応せずに逃げる、または110番へ通報を！

Q10 なるほど。では結局、どうすればいいのか？

A10 とにかく「対応しないこと」だ。スムーズに逃げられる段階であれば逃げたまい、そうでないならば、窓を開けてドアをロックした上で110番通報する。そしてドライブレコーダーや携帯電話の動画撮影機能などで相手方の行動を録画するのがベストだ。

何か「対応」しようとする予想外のことが起きる。そしてそのことによって事態がより悪くなってしまったり、後々こちら側の責任も問われかねない。もちろん状況によっても話は変わってくるので「唯一にして絶対の正解」はない。だがとにかく「警察に対応してもらおう」というのがいちばん無難な安全策だ。

……と以上が、法律の専門家である弁護士先生様の意見であった。

腕っぷしにはまるで自信のない筆者ではあるが、さすがに宮崎被告のような狂人に絡まれた際には、必要に応じて伝説の右（小学生の頃にボクシングの教則本を立ち読みして体得）を1・2発炸裂させるつもりでいたが、「やめといたほうがいい」ということがよくわかった。

宮崎被告のような輩に対しては、まずは「君子危うきに近寄らず戦法」を活用して最大限距離をとる。不幸にも遭遇戦になりそうな気配があれば「三十六計逃げるにしかず戦法」の採用を検討する。しかしそれが不可能な場合には「動かざること山のごとし戦法」に変更して完全籠城。そして110番通報し、官憲に処理を任せる。

これしかないのだろう。めんどくさい話ではあるが……。

なお、ここで記した弁護士の回答はあくまでも「30分5400円のプチ有料相談」レベルの話であり、あなたに今後降りかかるかもしれない諸問題への完全に正しい対応を約束するものではない。

もしも何かあったら、当たり前だがこの記事を読み直すのではなく、しかるべき専門家にがつつりと相談してほしい。

という事らしいです。

『殴られっぱなしでは男が廢る』とか『相手が怒鳴りながら降りてきたら、殴られる前に負けじと恫喝して威嚇』と話した私の友人がいたので、正当防衛のハードルは想像以上に高く、きっかけは相手にあったとしても自分にも罪が掛かる可能性があるという事と、何よりも宮崎被告の様に覚醒剤でもしてるんやないのか？とも思えるような異常行動を起こす輩とは、家族に危害が及びそうな時以外は張り合っても仕方ないのですかねえ……

あおり運転は勿論ダメですが、高速道路で追い越し車線をゆっくりと走り続けているドライバーも意外と多く（通行帯違反として取り締まられます）、あおり運転をするような輩の標的となりやすいので注意が必要です。

前方確認は勿論ですが、先行車の更に先の状況、サイドミラーやバックミラーで後方の状況も常に把握する必要があります。私も先日、高速道路で追い越しをしようとした際に、バックミラーに映ってる昼間にハイビームにしたまま猛スピードで迫って来る車両を確認したので、追い越しするのを止めて様子を見ていたのですが、とんでもないスピードで走ってる車両だったので、軽く追い越しかけた程度だったら直ぐ後ろに迫って、あおられていたかもしれません。

自動車メーカーさんは、あおり運転していると感知したら自ら通報してしまうシステムでも作ってくれませんかねえ？（笑）